

デジタル社会に向けた公共建築工事標準仕様書のあり方について

～とりまとめ～

令和8年3月

デジタル社会に向けた公共建築工事標準仕様書のあり方に関する検討会

目次

1	はじめに.....	1
	(1) はじめに.....	1
	(2) 検討体制.....	2
	(3) 検討経緯.....	3
2	標準仕様書デジタル版の検討に当たっての前提の整理.....	4
	(1) 標準仕様書について.....	4
	(2) 標準仕様書デジタル版の検討に当たっての基本的考え方.....	5
	(3) 検討対象とする標準仕様書.....	6
3	標準仕様書デジタル版のユースケース.....	7
	(1) 関係者からの実務的なユースケースの把握・整理.....	7
	(2) 実務におけるユースケースの分類整理.....	7
	(3) 標準仕様書デジタル版のユースケースについての今後の対応.....	10
4	標準仕様書デジタル版（当初版）のあり方.....	12
	(1) データ構造の単位.....	12
	(2) データ構造の単位に対応するコード.....	13
	(3) データ形式.....	13
	(4) 標準仕様書（設備工事編においては加えて標準図）内でのリンク.....	15
	(5) データの具体的仕様に係る検討事項.....	15
5	将来的なユースケースへの対応に向けての検討事項.....	17
	(1) 外部システムとの連携に向けた検討事項.....	17
	(2) 他の標準仕様書への展開.....	18
6	今後の対応.....	19
7	おわりに.....	20
	【参考】 公共建築設備工事標準図のデジタル版の検討について.....	21
	(1) 標準図について.....	21
	(2) 検討経緯.....	21
	(3) 標準図デジタル版のユースケース.....	21
	(4) 標準図の構成.....	21
	(5) 標準図デジタル版のあり方.....	23

1 はじめに

(1) はじめに

現在、人口減少社会を迎えており、働き手の減少を上回る生産性の向上等が求められている。また、産業の中長期的な担い手の確保・育成等に向けて、働き方改革を進めることも重要である。これらは、建築を含む建設産業においても必要とされており、デジタルトランスフォーメーション（DX）による生産性の向上を推進していくことが必要となっている。

このような背景を受け、官庁営繕事業のDXの推進のため、官庁営繕事業において適用している「公共建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）について、今後のデジタル社会に向けたあり方として、標準仕様書デジタル版の作成に向けた検討を行った。

標準仕様書は、建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的に、公共建築工事において使用する材料（機材）、工法等について、標準的な仕様を取りまとめた各府省庁の統一基準であり、国が実施する公共建築工事において適用されている。

国土交通省において制定したものをホームページに掲載しており、また書籍としても出版されており、地方公共団体等が発注する工事においても広く用いられている。

本検討に基づき、標準仕様書デジタル版が作成され、そのデータが公開されることにより、公共建築工事に係る設計及び工事に関する情報のデジタル化及びデータ連携の促進等が図られ、官庁営繕事業を含む公共建築工事におけるDXによる生産性の向上の推進が期待される所である。

(2) 検討体制

今後のデジタル社会に向けた標準仕様書デジタル版のあり方について、官民の中立的な立場や実務に係る専門的な立場からの意見等を踏まえた課題の把握及び今後の方策の検討等を行うため、学識者及び業界団体の委員及びオブザーバーで構成された「デジタル社会に向けた公共建築工事標準仕様書のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を令和6年度に設置し、2ヶ年にわたって検討を行った。

検討会 委員及びオブザーバー 名簿

※順不同、敬称略

◎：座長

委員	◎	清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授	
		蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授	
		永井 香織	日本大学生産工学部建築工学科 教授	
		安野 芳彦	公益社団法人 日本建築士会連合会	
		早瀬 幸彦	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
		早川 文雄	公益社団法人 日本建築家協会	
		伊藤 央	一般社団法人 日本建築構造技術者協会	
		竹馬 章二	一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会	
		阪口 洋	一般社団法人 建築設備技術者協会	
		飯田 ルミ	公益社団法人 日本建築積算協会	
		荒木 真也	一般社団法人 日本建設業連合会	
		田伏 雅樹	一般社団法人 全国建設業協会	
		水野 淳司	一般社団法人 日本電設工業協会	
		古島 実	一般社団法人 日本空調衛生工事業協会	
		大越 潤	建築 BIM 推進会議 標準化タスクフォース	
	オブザーバー		松下 佳生	一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会
			松本 朋之	建築 BIM 推進会議 標準化タスクフォース

(3) 検討経緯

検討会の設置に先立ち、令和4年度から5年度に、国土交通省において現行の標準仕様書の使用方法等の現場の実態把握を行っている。

検討会においては、ここで把握された内容を踏まえつつ、現場の実態に対応したものとなるよう幅広く意見を聞きながら、標準仕様書デジタル版の作成の方向性について検討を行った。

以下に検討の経緯を示す。

【国土交通省における事前把握】

令和4年度	現行の標準仕様書の使用方法や、デジタル版の想定されるユースケースについて、個別企業及び国土交通省職員に対してヒアリングを実施
令和5年度	現行の標準仕様書の使用方法や、デジタル版の想定されるユースケースについて、業界団体等に対してヒアリングを実施

【検討会における検討】

令和6年度	第1回検討会（令和6年12月5日） 主に標準仕様書（建築工事編）を対象に以下について検討 ・標準仕様書デジタル版のユースケース ・標準仕様書デジタル版の作成の方向性について 第2回検討会（令和7年2月14日） 第1回での議論等も踏まえ、引き続き、以下について検討 ・標準仕様書デジタル版のユースケース ・標準仕様書デジタル版の作成の方向性について
令和7年度	第3回検討会（令和7年10月30日） ・標準仕様書（建築工事編）のデジタル版のサンプルについて ・標準仕様書（電気設備工事編及び機械設備工事編（以下「設備工事編」という。））及び公共建築設備工事標準図（電気設備工事編及び機械設備工事編）（以下「標準図」という。）のデジタル版の作成の方向性について 標準仕様書（設備工事編）のサンプルを作成し、意見照会 第4回検討会（令和8年2月3日） ・標準仕様書等のデジタル版の作成の方向性について ・とりまとめ（案）について

2 標準仕様書デジタル版の検討に当たっての前提の整理

(1) 標準仕様書について

標準仕様書は、下記の概要説明のとおり、主に一般的な事務庁舎の新築及び増築に係る公共建築工事への適用を想定して作成されており、全国で実施される公共建築工事において使用される材料（機材）、工法等についての標準的な仕様等について取りまとめられたものである。

工事の請負契約の契約図書の一部を構成するものとして、設計段階、施工段階において使用されている。また、設計者、施工者、材料・機材の製造者等が、自社の品質管理のための参考情報として活用する場合等もある。

国土交通省ホームページ「官庁営繕の技術基準」より

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編の内容を踏まえ一部編集

公共建築工事標準仕様書【概要】

■目的・概要

公共建築工事標準仕様書は、公共工事標準請負契約約款に準拠した契約書により発注される公共建築工事において使用する材料（機材）、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものであり、当該工事の設計図書に適用する旨を記載することで請負契約における契約図書の一つとして適用されるものです。標準仕様書の適用により、建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的としています。

また、標準仕様書は、各府省庁が官庁営繕事業を実施するための「統一基準」として位置づけられており、その改定周期は3年となっています。

■主な内容

全国で実施される公共建築工事において建築物に必要な品質及び性能を確保するため、標準仕様書に記載している材料、工法等については、主に次の内容を考慮しています。

- ・規格が統一化又は標準化されていること。
- ・信頼性及び耐久性を有し、安全性及び環境保全性が確保されていること。
- ・地域的に偏在したものでなく、全国的な市場性があること。
- ・特許等に関連するもの又は特定の企業等に限定されるものではないこと。
- ・適切な実績があること。

■主に使用する時期

設計段階、工事段階

■適用方法

<業務委託・工事発注を行う際の適用方法>

- ・設計業務を委託する際に、業務委託特記仕様書等に適用基準として記載します。
- ・工事を発注する際に、設計図書に適用する旨を記載します。【記載例：「図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書（〇〇工事編）令和〇年版による。】

<業務実施時・工事実施時の適用方法>

- ・設計業務を実施する際は、標準仕様書に記載されている材料（機材）、工法等から当該工事に適用するものを選択し、記載されていない事項は当該工事に必要とされる仕様を特記して設計を行います。
- ・工事を実施する際は、標準仕様書のほか設計図書（図面、特記仕様書、現場説明書等）に従って、工事を行います。

■適用に当たっての留意事項

発注者及び設計者は、対象とする建築物の用途や規模等に応じて、適切な材料（機材）、工法等を選定し、設計図書に仕様を特記する必要があります。

なお、標準仕様書に記載している材料（機材）、工法等以外のものを採用する場合には、選定した材料・機材、工法等を設計図書に特記して下さい。

(2) 標準仕様書デジタル版の検討に当たっての基本的考え方

標準仕様書デジタル版の検討に当たっての基本的な考え方は次のとおりとする。

- ① 国土交通省ホームページで公開する国土交通省制定の「標準仕様書」の正本は、引き続き PDF 版とし、参考としてデジタル版を作成、公開する。
- ② 工事発注に際して、標準仕様書と特記仕様書を組み合わせる現状の運用方法は変更しない。
- ③ 国土交通省においては、ユースケースを想定しつつ、シンプルなデジタル版を作成する。
(必要な建築関連情報のデータベースや連携のためのツールを整備し、標準仕様書デジタル版とのデータ連携を図るなどの活用を可能とするベースとして作成、公開。)

なお、標準仕様書は、工事の請負契約の契約図書の一部を構成するものとして長年にわたり使用されてきたもので、使用する関係者、改定にあたり協力している関係者ともに多岐にわたっていることも踏まえ、現状の構成、規定を前提に、標準仕様書デジタル版の検討を行っている。

また、標準仕様書デジタル版の検討を進めるに当たっては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)に記載されている理念・原則を参考にしている。標準仕様書デジタル版のユースケースを踏まえながら、最初から作りすぎず、シンプルなものとなるように、そして、標準仕様書デジタル版に係る取組が継続的に行われ、必要な対応が取られていくことが可能となるよう配慮している。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)より抜粋

<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

5. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

(2) 業務改革(BPR)の必要性

デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革(BPR)に取り組む必要がある。

業務改革(BPR)の実施に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(2021年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)に定めるサービス設計12箇条に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。

- 第1条 利用者のニーズから出発する
- 第2条 事実を詳細に把握する
- 第3条 エンドツーエンドで考える
- 第4条 全ての関係者に気を配る
- 第5条 サービスはシンプルにする
- 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- 第7条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第8条 自分で作りすぎない
- 第9条 オープンにサービスを作る
- 第10条 何度も繰り返す
- 第11条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第12条 情報システムではなくサービスを作る

(3) 検討対象とする標準仕様書

国土交通省が制定するもののうち、主として新築工事及び増築工事を対象としつつ、その他のものの基礎ともなる、次の標準仕様書を対象として、デジタル版のあり方について検討している。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

また、標準仕様書（設備工事編）の規定において引用されている標準図についても、標準仕様書と一体的に使用するものとなるため、あわせてデジタル版のあり方を検討している。

3 標準仕様書デジタル版のユースケース

(1) 関係者からの実務的なユースケースの把握・整理

令和4年度から5年度に行ったヒアリング、検討会の委員及びオブザーバーからの意見等により、設計段階、工事段階その他標準仕様書を使用する段階等に応じて、現状での標準仕様書の使い方、想定される標準仕様書デジタル版のユースケースについて把握した。

この内容を踏まえ、標準仕様書のあり方を検討するにあたり、どのようなユースケースに対応するものとするか整理した。

(2) 実務におけるユースケースの分類整理

ア 設計段階における使い方

①現状での標準仕様書の使い方

設計者が特記仕様書、図面等の設計図書を作成する際に、標準仕様書を参照し、採用する材料や工法等を選定し、これを設計図書に特記する、というかたちで標準仕様書を使用している。

また、発注者や積算担当者が、設計内容を確認する際に、設計図書とあわせて標準仕様書を参照している。

この際、設計図書と標準仕様書の双方を目視により照らし合わせながら作業をしている。また、標準仕様書は、国土交通省ホームページ掲載のPDFデータ若しくはこのプリントアウト又は書籍化されたものを使用しており、目視による該当箇所の探索に時間を要している。

②デジタル版の活用方法

(現状と同様の使い方)

上記①に示す設計段階での作業において、標準仕様書デジタル版を活用することにより、該当箇所の検索が容易となるなど、作業の合理化が図られることが期待される。

(特記仕様書作成システムとの連携)

標準仕様書デジタル版とデータ連携を図ることができる特記仕様書作成システムを構築し、例えば、特記すべき材料、工法等の仕様の候補や標準仕様書の関連箇所がシステム上に表示されるようにすれば、いちいち標準仕様書を検索することなく、特記仕様書作成システム内で材料、工法等を選択して特記仕様書を作成することが可能となる。

(BIMとの連携)

現状では、BIMを用いて設計を行う場合においても、目視により標準仕様書を参照し、該当箇所を転記するなどして属性情報を入力している。

BIMモデルを作成するに際しても、上記の特記仕様書作成システムと同様に標準仕様書デジタル版とのデータ連携を図ることができれば、属性情報の入力作業の合理化が図られることが期待される。

なお、BIMを用いて設計を行う場合、属性情報に該当する情報を、BIMモデルに入力する方法、BIMモデルから外部データへのリンクを設定して外部データの情報を表示できる

ようにする方法、現状と同様に特記仕様書に記載する方法等の選択肢があると考えられる。

また、データ連携を図るに際して、BIM ソフトウェアごとの違いに対応できるようにすることが必要となると考えられる。

イ 施工段階における使い方

①現状での標準仕様書の使い方

発注者、施工者、工事監理者、検査担当者等が、工事の内容を確認する際に、設計図書や施工関係資料とあわせて標準仕様書を参照している。

また、施工者が施工計画書や施工要領書等の施工関係資料を作成する際に、標準仕様書を参照し、設計図書で指定されている材料、工法等の仕様の詳細を確認し、施工関係資料に反映している。

この際、「ア 設計段階における使い方」の「①現状での標準仕様書の使い方」と同様、施工関係資料と標準仕様書の双方を目視により照らし合わせながら作業をしている。また、標準仕様書は、国土交通省ホームページ掲載の PDF データ若しくはこのプリントアウト又は書籍化されたものを使用しており、目視による該当箇所の探索に時間を要している。

②デジタル版の活用方法

(現状と同様の使い方)

上記①に示す施工段階での作業において、標準仕様書デジタル版を活用することにより、該当箇所の検索が容易となるなど、作業の合理化が図られることが期待される。

(施工関係資料作成システムとの連携)

標準仕様書デジタル版とデータ連携を図ることができる施工関係資料作成システムを構築し、例えば、システム上で表示された候補の中から該当する材料、工法等を選択すると、標準仕様書に規定された管理方法や施工手順等の関連箇所が表示され、資料上の必要な箇所に転記されるようにすれば、いちいち標準仕様書を検索したりすることなく、施工関係資料作成システム内で施工関係資料を作成することが可能となる。

(BIM との連携)

施工段階においても、設計段階と同様の内容が想定される。

ウ 材料、機材の製造者等による使い方

①現状での標準仕様書の使い方

材料、機材の製造者等が、自社製品の標準仕様書への適合状況を確認したり、製品の改良等について検討する際に標準仕様書を参照している。特に標準仕様書が改定された際には、新旧の標準仕様書を照らし合わせて、改定箇所を確認している。

この際、標準仕様書は、国土交通省ホームページ掲載の PDF データ若しくはこのプリントアウト又は書籍化されたものを使用しており、目視による該当箇所の探索に時間を要している。

②デジタル版の活用方法

(現状と同様の使い方)

上記①に示す材料、機材の製造者等において、標準仕様書デジタル版を活用することにより、該当箇所の検索が容易となるなど、作業の合理化が図られることが期待される。

エ 共通的な使い方

①現状での標準仕様書の使い方

上記アからウにおいて標準仕様書を参照するに際して、共通的に次に掲げるような関連情報の参照を行う場合がある。いずれにおいても、目視による参照が基本となるため、情報の探索、照らし合わせなどに時間を要している。

(標準仕様書内、関連基準の引用箇所の参照)

標準仕様書においては、標準仕様書や関連する国土交通省官庁営繕部が制定した基準(標準図等)における他の規定を引用して規定している場合がある。このような場合においては、標準仕様書に引用されている規定をあわせて確認することが必要となる。

(法令、公的規格等の外部情報の引用箇所の参照)

標準仕様書においては、材料、機材、工法等の仕様を、法令等や公的規格である日本産業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)等を引用して規定している場合がある。このような場合においては、標準仕様書に引用されている規格等をあわせて確認することが必要となる。

(外部の関連技術資料の参照)

設計者が材料、工法等を選定するとき、施工者が施工関係資料を作成するときなどには、標準仕様書の関連箇所と照らし合わせながら、「建築工事監理指針」(一般社団法人公共建築協会発行)、「建築工事標準仕様書(JASS)」(一般社団法人日本建築学会発行)、材料、機材等の製造者のカタログ等、各種の関連技術資料を参考として参照する場合もある。

(各種技術資料において標準仕様書の規定を引用)

発注者、設計者、施工者、製造者等が作成する各種の技術資料において、標準仕様書の関連規定が引用されている場合がある。

このような技術資料を作成、更新するとき、参照するときなどに、あわせて標準仕様書の関連規定が参照されている。

(標準仕様書の改定内容の確認)

標準仕様書が改定された際には、個別の設計、工事等を行う場合、発注者、設計者、施工者、製造者等の技術資料の更新等を行う場合に、新旧の標準仕様書の規定を照らし合わせて改定内容の確認が行われる。

②デジタル版の活用方法

(標準仕様書内、関連基準の引用規定へのリンク)

標準仕様書デジタル版から、引用している標準仕様書や関連基準の規定へのリンクを設定することにより、当該箇所にアクセスするための時間が削減される。

(引用する法令、公的規格等の外部情報へのリンク)

標準仕様書デジタル版から、引用している法令、公的規格等の外部情報へのリンクを設定することにより、当該箇所にアクセスする時間が削減される。

ただし、この場合には、次の要件を満たすことが必要と考えられる。

- ・外部情報がデータにより公開されていること
- ・当該外部情報は、公的機関等が公開するものであり、信頼性があり、公平性、公正性等の確保の観点から支障がないものであること
- ・当該外部情報へのリンクの設定が許容されていること

また、外部情報は、それを作成、公開する者により、標準仕様書の改定とは関係なく、又は、知らないうちに変更される場合もある。標準仕様書デジタル版からのリンク設定に関しては、このような課題への対応を十分に整理した上で、検討することが必要である。

(外部の関連技術資料へのリンク)

標準仕様書デジタル版から、参考となる各種の関連技術資料へのリンクを設定することにより、当該資料にアクセスするための時間が削減されることが期待される。

この場合の要件、留意事項等は、上記の「引用する法令、公的規格等の外部情報へのリンク」の場合と同様となると考えられる。

ただし、関連技術資料については、作成、公開する者も民間事業者を含めて多種多様である。また、標準仕様書において引用している法令、公的規格等とは異なり、標準仕様書との関係について十分に確認、精査されていないものが多い。

そのため、標準仕様書デジタル版からのリンクの設定に関しては慎重に検討することが必要である。

(各種技術資料において標準仕様書の規定へのリンク)

発注者、設計者、施工者、製造者等が作成する各種の技術資料から、標準仕様書デジタル版の関連規定へのリンクが設定されることにより、標準仕様書の該当する規定にアクセスするための時間が削減される。

標準仕様書デジタル版のデータ構造の単位に対して、外部の技術資料からのリンク設定が可能となる。

(過去の標準仕様書の規定との対比)

今後、標準仕様書の改定のたびにデジタル版についても版を重ねていくことにより（更には、過去の標準仕様書のデジタル版も作成することにより）、標準仕様書の規定の変遷の確認が容易にできるようになる。

(3) 標準仕様書デジタル版のユースケースについての今後の対応

上記(2)において分類整理したユースケースのうち、アからエの②デジタル版の活用方法として整理したユースケースについて、次のとおり、今後の対応に応じて整理する。

- ・標準仕様書デジタル版を作成すれば、実現可能だと考えられるユースケース
(=当面对応すべきユースケース)
- ・標準仕様書デジタル版を作成しても、その他の外部環境が整わなければ、実現に至らないと考えられるユースケース
(=将来的に対応を検討するユースケース)

当面对応すべきユースケース

使用時点等	ユースケース		使用者	効果
ア 設計段階	目視による 標準仕様書 該当箇所の参照	設計図書の作成・確認時に 参照	発注者 設計者 積算担当者	標準仕様書該当箇所の 検索に要する時間 の削減
イ 施工段階		施工関係資料の作成・確認時 に参照 工事内容の確認時に参照	発注者 施工者 工事監理者 検査担当者	
ウ 材料・機材 製造等		標準仕様書の仕様の確認時 に参照	製造者等	
エ ア～ウ共通	標準仕様書の 規定とのリンク の設定等	標準仕様書内及び関連基準 へのリンク 法令、公的規格等へのリンク 外部の関連技術資料へのリ ンク 各種技術資料において標準 仕様書へのリンク 過去の標準仕様書との間で のデータ照合	発注者 設計者 積算担当者 施工者 工事監理者 検査担当者 製造者等	関連情報の検索に 要する時間等の削減

将来的に対応を検討するユースケース

使用時点等	ユースケース		使用者	効果
ア 設計段階	外部システムとの 連携による利用	特記仕様書作成システムと の連携 BIM との連携	発注者 設計者 積算担当者	標準仕様書該当箇所の 検索、設計図書等へ の反映に要する時間 の削減
イ 施工段階		施工関係資料作成システム との連携 BIM との連携	発注者 施工者 工事監理者 検査担当者 積算担当者	

4 標準仕様書デジタル版（当初版）のあり方

（１）データ構造の単位

国土交通省ホームページで標準仕様書の正本として公開する PDF 版に加え、参考資料として公開する標準仕様書デジタル版の作成に向け、ユースケースに対応したデータ構造について、標準仕様書が、内容の上の意味的なまとまりを基礎として、編、章、節という階層構造により構成されていることを踏まえて整理を行った。

なお、建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編の標準仕様書によって、また同一の標準仕様書においても章によって、規定の構成にバラツキがある。また、標準仕様書のユースケースに応じて、規定の参照の仕方にバラツキがある。

このような状況にはあるが、当面の対応として、次のとおり、標準仕様書全体において統一的な考え方により、まずはシンプルなデータ構造により、標準仕様書デジタル版（当初版）を作成することとする。

- ・当面对応すべきユースケースに対応できるものとする。
- ・現行の標準仕様書の構成をベースとし、前後の相関連する規定が網羅される単位をデータ構造の最小単位とする。
 - ・建築工事編においては、「項」を最小単位とする。
 - ・設備工事編においては、「目」を最小単位とする。
 - ・図、表については、これを独立して参照する必要があるため、別途、最小単位として設定する。

建築工事編	<ul style="list-style-type: none">・ 章（例：16 章 建具工事）<ul style="list-style-type: none">・ 節（例：2 節 アルミニウム製建具）<ul style="list-style-type: none">・ 項（例：16.2.2 性能及び構造）<ul style="list-style-type: none">・ 表（例：表 16.2.1 外部に面するアルミニウム製建具の性能等級等（コンクリート系下地及び鉄骨下地））・ 図（例：図 16.14.1 ガラス溝）
電気設備工事編 機械設備工事編	<ul style="list-style-type: none">・ 編（例：第 2 編 電力設備工事）<ul style="list-style-type: none">・ 章（例：第 1 章 機材）<ul style="list-style-type: none">・ 節（例：第 6 節 照明制御装置）<ul style="list-style-type: none">・ 項（例：1.6.3 統合照明制御）<ul style="list-style-type: none">・ 目（例：1.6.3.2 照明監視制御装置）<ul style="list-style-type: none">・ 表（例：表 1.6.1 照明監視制御装置の機能）

(2) データ構造の単位に対応するコード

データ連携等に際して参照する箇所をコードにより特定できるようにする、参照している箇所の情報の属性（掲載される標準仕様書の種類、掲載される場所等）が識別できるようにするなどのために、データ構造の各単位にコードを付与する。

コードは、上記（1）のデータ構造の単位に対応し、次に掲げる項目について識別できるように付与することとする。

- ・ 公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書の別
- ・ 建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編の別
- ・ 標準仕様書の年版
- ・ 編※、章、節、項、目※の番号（※は設備工事編のみ）
- ・ 図、表の番号

以下に、標準仕様書の場合のコードの例を示す。

(建築工事編) 種別等_年版_章_節_項	建築工事編 R7年版 1.1.1 NA-2025-01-01-01
(設備工事編) 種別等_年版_編_章_節_項_目	電気設備工事編 R7年版 第1編 1.1.1.1 NE-2025-01-01-01-01-01
	機械設備工事編 R7年版 第1編 1.1.1.1 NM-2025-01-01-01-01-01

(図表の例) 建築工事編 1章1節1項 図 2.1.1 ⇒ NA-2025-01-01-01-F020101
1章1節1項 表 2.1.1 ⇒ NA-2025-01-01-01-T020101

(3) データ形式

国土交通省ホームページで標準仕様書の正本として公開する PDF 版では実現できない、当面对応すべきユースケースに対して、標準仕様書の使用者が、目視により標準仕様書の規定を参照する場合、標準仕様書と外部のデータ等との間でリンクを設定する場合への対応を考慮し、標準仕様書デジタル版（当初版）は、次の2つのデータ形式によるものとする。

- ① 国土交通省ホームページに公開された標準仕様書デジタル版を参照することを基本とした方法（HTML 形式等を想定）
- ② ①に加えて、標準仕様書デジタル版をダウンロードして、データ連携を図る等の活用※を可能とした方法（Excel 等の表計算ソフトのデータを想定）

※ここで言う「データ連携を図る等の活用」とは、簡単にできる例としては、Excel で作成された標準仕様書デジタル版に対して、Excel で作成された特記仕様書のデータがあった場合に、標準仕様書の該当する規定と特記仕様書の特記事項に相互リンクを設定するようなことを想定している。

標準仕様書の全文（図、表内を含む。）を対象にテキスト検索をかける場合があると想定されるため、それが可能となるようにデータを構成することとする。

以下に、検討時に作成した①及び②のサンプルの一部を参考に示す。

①国土交通省ホームページに公開された標準仕様書デジタル版を参照することを基本とした方法

（検討会時に委員に提示したサンプル（HTMLで作成）より）

目次

- > 1章 各章共通事項
- > 5章 鉄筋工事
- > 6章 コンクリート工事
- > 9章 防水工事
- > 12章 木工事
- > 14章 金属工事
- > 15章 左官工事
- ▼ 16章 建具工事
 - 1節 共通事項
 - 2節 アルミニウム製建具
 - 3節 樹脂製建具
 - 4節 鋼製建具
 - 5節 鋼製軽量建具
 - 6節 ステンレス製建具
 - 7節 木製建具
 - 8節 建具用金物
 - 9節 自動ドア開閉装置
 - 10節 自閉式上吊り引戸装置
 - 11節 重量シャッター
 - 12節 軽量シャッター
 - 13節 オーバーヘッドドア
 - 14節 ガラス
- > 18章 塗装工事
- > 19章 内装工事

(ウ)断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級は、特記による。

16.2.3
材料
 (1)アルミニウム材
 (ア)押出形材は、JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)による。
 (イ)板材は、JIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)による。
 (2)ステンレス鋼板は、16.6.3(1)による。
 (3)補強材、力骨、アンカー等は、鋼製又はアルミニウム合金製とする。鋼製の場合は、亜鉛めっき等の接触腐食の防止措置を講ずる。
 (4)気密材、戸車、振れ止め及び戸当りの類は、耐久性を有し使用箇所に適したものとす。
 (5)網戸等を設置する場合は、次による。
 (ア)網戸の枠は、(1)(ア)による。
 (イ)防虫網の材質は合成樹脂製、ガラス繊維入り合成樹脂製又はステンレス(SUS316)製とし、材質、線径及び網目は特記による。特記がなければ、合成樹脂製とし、合成樹脂の線径は0.25mm以上、網目は16～18メッシュとする。
 (ウ)防鳥網の材質はステンレス(SUS304)製とし、線径は1.5mm、網目寸法は15mmとする。
 (6)アルミニウムに接する小ねじ等の材質は、ステンレス製とする。
 (7)建具用金物は、8節による。
 (8)枠の周囲に充填するモルタルは、表15.3.3[調合(容積比)及び塗厚の標準]による。
 (9)外部に面する建具枠回りに使用するシーリング材は、9章7節[シーリング]による。
 (10)木下地に取り付ける釘はJIS A 5508(くぎ)に基づき、材質はステンレス製とする。
 (11)(1)から(10)まで以外は、建具の製造所の仕様による。

16.2.4
形状及び仕上げ
 (1)枠、かまち等に用いるアルミニウム板の厚さは、1.5mm以上とする。
 (2)構造は、次による。
 (ア)引違い及び片引きの障子は、ガラスのはめ込みにグレイジングチャンネルが使用できる構造とする。
 (イ)外部に面する引違い窓及び片引き窓は、容易に網戸が取り付けられる構造とする。
 (ウ)外部に面する建具のガラス溝の寸法、形状等は、16.14.3による。
 なお、屋内に使用する建具のガラス溝は、建具の製造所の仕様による。

②①に加えて、標準仕様書デジタル版をダウンロードして、データ連携を図る等の活用を可能とした方法

（検討会時に委員に提示したサンプル（Excelで作成）より）

Code	格別	年度	期	区	項	目	細目	番号	名称	リンク先				
NA-2025-00-16-02-03	NA	2025	00	16	02	03			16.2.3	材料 (1)アルミニウム材 (ア)押出形材は、JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)による。 (イ)板材は、JIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)による。 (2)ステンレス鋼板は、16.6.3(1)による。 (3)補強材、力骨、アンカー等は、鋼製又はアルミニウム合金製とする。鋼製の場合は、亜鉛めっき等の接触腐食の防止措置を講ずる。 (4)気密材、戸車、振れ止め及び戸当りの類は、耐久性を有し使用箇所に適したものとす。 (5)網戸等を設置する場合は、次による。 (ア)網戸の枠は、(1)(ア)による。 (イ)防虫網の材質は合成樹脂製、ガラス繊維入り合成樹脂製又はステンレス(SUS316)製とし、材質、線径及び網目は特記による。特記がなければ、合成樹脂製とし、合成樹脂の線径は0.25mm以上、網目は16～18メッシュとする。 (ウ)防鳥網の材質はステンレス(SUS304)製とし、線径は1.5mm、網目寸法は15mmとする。 (6)アルミニウムに接する小ねじ等の材質は、ステンレス製とする。 (7)建具用金物は、8節による。 (8)枠の周囲に充填するモルタルは、表15.3.3[調合(容積比)及び塗厚の標準]による。 (9)外部に面する建具枠回りに使用するシーリング材は、9章7節[シーリング]による。 (10)木下地に取り付ける釘はJIS A 5508(くぎ)に基づき、材質はステンレス製とする。 (11)(1)から(10)まで以外は、建具の製造所の仕様による。	16.6.3	表15.3.3	8節	9章7節
NA-2025-00-16-02-04	NA	2025	00	16	02	04			16.2.4	形状及び仕上げ (1)枠、かまち等に用いるアルミニウム板の厚さは、1.5mm以上とする。 (2)構造は、次による。 (ア)引違い及び片引きの障子は、ガラスのはめ込みにグレイジングチャンネルが使用できる構造とする。 (イ)外部に面する引違い窓及び片引き窓は、容易に網戸が取り付けられる構造とする。 (ウ)外部に面する建具のガラス溝の寸法、形状等は、16.14.3による。 なお、屋内に使用する建具のガラス溝は、建具の製造所の仕様による。 (8)アルミニウムの表面処理は14.2.1[アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理]により、種類、標準色、特注色の別等は特記による。 なお、塗装する箇所は、原則として、塗装後に表面処理を行う。 (4)ステンレス製くぎ等を使用する場合は、厚さは1.5mmとし、仕上げは特記による。特記がなければ、仕上げはHとする。 (5)別表の寸法規定及び特記する以外の寸法は、JIS A 5702又はJIS A 4706による。 (6)補強材の処理方法は、特記による。	16.14.3	16.2.1		

PDF版、①及び②の方法による3(3)で整理した当面对応すべきユースケースへの対応等は、以下の表のとおりとなる。

	PDF版	①HTML形式等 (ホームページで表示)	②Excel等の 表計算ソフトのデータ
想定している利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに公開されたPDF版を参照する。 PCやタブレットにPDF版をダウンロードし、ダウンロードしたものを参照する。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに公開された標準仕様書デジタル版を参照する。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに公開された標準仕様書デジタル版を参照する。 標準仕様書デジタル版をダウンロードして、データ連携を図る*
設計、施工、材料・機材製造等で参照	<ul style="list-style-type: none"> テキスト検索 ページ単位で特定することが可能な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> テキスト検索 URLとコードを組み合わせたリンクを設定することで、該当箇所を特定することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> テキスト検索 同一ファイル内で、セルにリンクを設定することで、該当箇所を特定することが可能
共通	<ul style="list-style-type: none"> 外部から標準仕様書の規定の参照 標準仕様書(内部)の規定の参照 標準仕様書から外部情報の参照 	外部へのリンクを設定することが可能	

*ダウンロードを行った後に編集等を行ったものについては、データの真正性について留意が必要

(4) 標準仕様書(設備工事編においては加えて標準図)内でのリンク

当面对応すべきユースケースで、「標準仕様書の規定とのリンクの設定等」のうち、次のリンクを設定することとする。

- ・同一標準仕様書内の規定において引用している他の箇所へのリンク
- ・設備工事編の標準仕様書において引用している標準図の箇所へのリンク

(5) データの具体的な仕様に係る検討事項

本検討において作成した標準仕様書デジタル版のサンプルに対する検討会委員等からの意見を踏まえ、デジタル版の使い勝手を向上するための、データの具体的な仕様に係る検討事項について整理した。

「①国土交通省ホームページに公開された標準仕様書デジタル版を参照することを基本とした方法」関係

- ・検索・フィルタ機能の充実
- ・目次・ナビゲーション機能の充実
- ・スマートフォン、タブレットで閲覧することを考慮
- ・視認性の確保(規定の表示方法、文字サイズ等に留意)
- ・操作性の確保(参照先へ移動後、元の場所へ戻る仕様等)
- ・改定箇所のハイライト機能等
- ・ホームページからのPDFによる印刷機能
- ・ホームページ上で表を選択し、その表のデータをダウンロードする際に、ファイル形式(Excel、CSV、PDF、画像等)を選択できるようにする機能
- ・オフラインでの閲覧対応

「②①に加えて、標準仕様書デジタル版をダウンロードして、データ連携を図る等の活用を可能とした方法」関係

- ・ 検索・フィルタ機能の充実
- ・ 目次・ナビゲーション機能の充実
- ・ ID（コード）の管理の明確化
- ・ 視認性の確保（配置された規定の文字の大きさ、配置等）
- ・ 改定箇所のハイライト機能等

5 将来的なユースケースへの対応に向けての検討事項

(1) 外部システムとの連携に向けた検討事項

3 (3)において、将来的に対応を検討するユースケースとして、外部システムとの連携による利用を掲げたところである。

また、連携相手となる外部システムをいくつか例示しているが、現時点において一般的に活用されている BIM のほかは、システムそのものの整備が待たれる状況となっている。

そのうえで、標準仕様書デジタル版と外部システムの間でのデータ連携が実現されるためには、双方がデータ連携に対応しうるデータ形式、データ構造等となっていることが必要である。また、データを連携させるツールが整備されることが必要となることも考えられる。

このようなことから、今後、デジタル技術の進展、設計や施工管理等のデジタル化、標準仕様書デジタル版の連携の相手となる外部システムやデータ連携ツールの整備等の動向を注視し、将来的なユースケースが明確化、具体化してきたときに、これに対応する標準仕様書デジタル版のあり方について検討することとする。

標準仕様書デジタル版のユースケースを想定、整理するなかで、検討会委員等からの意見を踏まえ、将来的なユースケースに対応する標準仕様書デジタル版のあり方を検討する際に、検討を要すると考えられる事項を整理した。

①データ構造の単位

外部システムとのデータ連携において、標準仕様書からどのような単位での情報を受け渡すことが必要となるかに応じて、標準仕様書デジタル版のデータ構造の単位を見直すことが必要と考えられる。

②コード・ID

上記①のデータ構造の単位の見直しに対応して、コードについても見直すことが必要と考えられる。例えば、「項」や「目」よりも小さい単位をデータ構造の最小単位とする場合には、4 (2) に示すコードの例を基に、さらに下位の階層まで順次数字を付与していくような対応が考えられる。

また、標準仕様書の改定に際して、同一の項目の章、節、項の番号が変更となる場合があったり、技術の進展により同種の技術に係る名称や規定内容が変遷したりする。このような場合においても、同一の項目や同種の技術の変遷を追いやすくするためには、4 (2) で示したコードに加え、不変の ID を付与する方法も考えられる。

③データ形式

外部システムとのデータ連携に際して使用される、API 連携に代表されるようなデータ連携の方式に対応可能なデータ形式とすることが必要と考えられる。

④標準仕様書の構成、規定等

現在の標準仕様書は、目視により参照されることを前提に構成され、長年にわたり使用さ

れてきたものである。使用する関係者、改定にあたり協力している関係者ともに多岐にわたっている。

そのため、慎重な検討を要するものとなるが、データ連携等デジタル上の使用に際して、標準仕様書の構成、規定の仕方等を見直した方が合理的となる可能性も考えられる。

(2) 他の標準仕様書への展開

国土交通省官庁営繕部が制定しているものには、「公共建築工事標準仕様書」のほかに、「公共建築改修工事標準仕様書」及び「公共建築木造工事標準仕様書」もある。

今後、まず「公共建築工事標準仕様書」のデジタル版を作成したうえで、その活用状況等を踏まえつつ、段階的に「公共建築改修工事標準仕様書」及び「公共建築木造工事標準仕様書」のデジタル版の作成についても検討することが必要である。

「公共建築改修工事標準仕様書」及び「公共建築木造工事標準仕様書」においては、「公共建築工事標準仕様書」と同一の内容を規定している箇所がある。また、「公共建築工事標準仕様書」と「公共建築改修工事標準仕様書」というように、複数のものを適用して設計図書を作成する場合もある。

このような状況を踏まえ、標準仕様書の使用、改定等に際して、全体として合理的となるよう、デジタル版のあり方を検討することが必要と考えられる。

6 今後の対応

デジタル技術の進展は急速に進んでおり、この状況を踏まえつつDXによる生産性の向上を推進していくことが必要である。

本検討において、新築工事及び増築工事を対象としつつ、その他のものの基礎ともなる「公共建築工事標準仕様書」を対象として、デジタル版のあり方について検討した。

当面对応すべきユースケースに対応するものとして整理した「4 標準仕様書デジタル版（当初版）のあり方」を踏まえ、国土交通省においては、速やかに「公共建築工事標準仕様書」のデジタル版を作成し、公開するものとする。（次回改定となる令和10年版とあわせて作成する。）

これによって、実務における標準仕様書デジタル版のユースケースを重ね、これを踏まえて改善を検討することとし、無理なく、持続的に、ニーズに対応したデジタル版について検討していくことが望まれる。また、そのなかで、「公共建築改修工事標準仕様書」及び「公共建築木造工事標準仕様書」のデジタル版作成への展開についても検討していくことが望まれる。

「3（3）標準仕様書デジタル版のユースケースについての今後の対応」において、当面对応すべきユースケースとして整理したように、標準仕様書デジタル版が公開されれば、例えば、デジタル版のデータのコピーと関連技術情報とをリンクしたデータベースを作成することも可能となる。また、将来的に対応を検討するユースケースとして整理した外部システムとの連携においては、外部システムに標準仕様書デジタル版のデータが取り込まれるような使い方が出てくる可能もある。

一方で、デジタル版のユースケースに対応し、データ形式等をより高度なものとする場合に、これに要するコストが上昇することが考えられる。

このようなデータ連携のシステム等が、民間事業者によって有料で提供される場合に、デジタル版作成の体制や費用負担のあり方についても検討課題となる可能性がある。

標準仕様書は、工事請負契約の契約図書の一部を構成するものである。そのため、「2（2）標準仕様書デジタル版の検討に当たっての基本的考え方」に記載したとおり、標準仕様書の正本は国土交通省ホームページで公開するPDF版とし、デジタル版はあくまでも参考資料の扱いとした。

ただし、生産性向上のためにデジタル版を活用するに当たっては、外部システム等に取り込まれた二次データを含めて、正確性、信頼性が確保されたものとなっていることが必要と考えられる。そのために必要となるデジタル版の管理体制、活用にあたってのルール等についても検討課題となる可能性がある。

7 おわりに

本検討を進めるなかでも、AIが急速に進化するなど、デジタル環境は変化している。そうしたなかで柔軟に標準仕様書デジタル版の検討、作成に取り組み、DXによる建築分野の生産性の向上、設計や施工の品質の向上等に貢献するものとなるよう期待する。

【参考】公共建築設備工事標準図のデジタル版の検討について

(1) 標準図について

標準図は、標準仕様書に記載している機材の形式、形状、施工要領例等を示したものであり、標準仕様書とあわせて適用されている。

(2) 検討経緯

標準仕様書と同様に、標準図の使用方法等の現場の実態を把握し、検討会において、その内容を踏まえつつ、現場の実態に対応したものとなるよう幅広く意見を聞きながら、標準仕様書とあわせた標準図デジタル版の作成の方向性について検討を行った。

以下に検討の経緯を示す。

令和7年度	設備分野の業界団体やメーカー等にヒアリングを実施 第3回検討会（令和7年10月30日） ・標準仕様書（設備工事編）及び標準図のデジタル版の作成の方向性について 標準仕様書（設備工事編）のサンプルを作成し、意見照会（標準図については、サンプルは作成していない。） 第4回検討会（令和8年2月3日） ・標準仕様書等のデジタル版の作成の方向性について ・とりまとめ（案）について
-------	--

(3) 標準図デジタル版のユースケース

基本的には、標準図のユースケースは、「3（2）実務におけるユースケースの分類整理」において示した内容と同様の結果となっている。

(4) 標準図の構成

標準図の構成は、電気設備工事編及び機械設備工事編で異なり、以下の表に掲げる通りとなっている。

電気設備工事編	機械設備工事編
<p>第1編 共通事項</p> <p>共通一般仕様</p> <p>材質記号</p> <p>図示記号</p> <p>機器等の図記号及び文字記号</p> <p>制御器具記号</p> <p>第2編 電力設備工事</p> <p>照明器具の記号等 1～7</p> <p>LED 照明器具 埋込天井灯 1～17</p> <p>(略)</p> <p>照明器具の取付けと配線 1 埋込器具</p> <p>照明器具の取付けと配線 2 直付け器具 1</p> <p>(略)</p> <p>第3編 受変電設備工事</p> <p>第4編 発電設備工事</p> <p>第5編 通信・情報設備工事</p> <p>第6編 中央監視制御設備工事</p>	<p>一般共通事項</p> <p>一般仕様</p> <p>図示記号</p> <p>配管</p> <p>機器及び材料</p> <p>機器及び材料（系統図用）</p> <p>パッケージ形空気調和機屋内機、 ファンコイルユニット等の形式記号</p> <p>機材標準図</p> <p>機材標準図一覧表</p> <p>マンホールふた</p> <p>プレート形熱交換器</p> <p>(略)</p> <p>施工標準図</p> <p>施工標準図一覧表</p> <p>配管の防火区画貫通部施工要領</p> <p>塩ビライニング鋼管及びステンレス鋼管 の施工要領</p> <p>(略)</p>

電気設備工事編の第2編電力設備工事以降、機械設備工事編の機材標準図及び施工標準図は、各種設備の種別等ごとに、項目分け、これと一致してページ分けされており、機器の形状や施工等の図、性能・仕様等の表等が掲載されている。

標準仕様書においては、標準図のこの項目の番号、名称を規定しており、この該当箇所を取り込んで運用するかたちとなっている。

備考) 電気設備工事編の第1編共通事項、機械設備工事編の一般共通事項及び図示記号については、標準仕様書において引用される箇所がないため、本検討の対象外とした。

(5) 標準図デジタル版のあり方

標準仕様書と一体で標準図を参照する際には、該当する標準図の項目（ページ）にアクセスしやすくなることが望まれる。

標準図デジタル版を作成する場合には、データ構造の最小単位をこの項目（ページ）ごととすることで、目視により該当箇所を確認するという、当面对応すべきユースケースに対応可能と考えられる。

ただし、一つの項目（ページ）の中に、複数種類の図が掲載されている場合もあるため、将来的にデータ連携を図ろうとする場合などは、更に細分化して情報を特定できるようにすることが望まれる可能性もある。

「4（4）標準仕様書（設備工事編においては加えて標準図）内でのリンク」において、当面对応することとして、設備工事編の標準仕様書において引用している標準図の箇所へリンクを設定することとしている。

標準図においては、項目ごとにページ分けをしていることから、特定の項目へのリンク設定は、国土交通省ホームページに掲載している PDF 版でも可能である。目視により該当箇所を確認する上では、この PDF 版へのリンクの設定でも同様の効果を得ることができると考えられる。

については、当面、標準図デジタル版の作成まではせず、標準仕様書デジタル版から標準図 PDF 版の該当項目（ページ）にリンクを設定することとする。